

【消費者トラブル情報 vol.8：投資・副業のもうけ話にご注意！】

- ・「投資で100万円が1億円に」という著名人のSNS広告に惹かれ、メッセージアプリに登録したが、利益を増やすためと次々に振込を勧められた。表示された利益を引き出そうとすると、手数料を要求され出金できない。
- ・動画広告で「スマホで簡単にできる副業」「1日15分」とあり申し込んだところ、高額なサポート契約を勧誘された。断ったが「もうかれば返済できる」と消費者金融での借入れを勧められた。

○アドバイス

- ・投資資金の振込先が個人口座の場合は詐欺です。絶対に振り込まないようにしましょう。
- ・消費者を信用させるため無断で著名人をかたる投資の勧誘が横行しています。
- ・「簡単にもうかる、稼げる」という広告をうのみにしないようにしましょう。誰でも簡単にもうかるうまい話はありません。
- ・不安に思ったら振り込む前に消費生活センターに相談しましょう。

■市消費生活センター相談

[Tel:099-808-7500](tel:099-808-7500)

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)

■警察相談専用電話

[Tel:#9110](tel:#9110)